

# 岩手県の最低工賃

婦人既製洋服製造業・男子既製洋服製造業・電気機械器具製造業

## 家内労働者に業務を委託する委託者は、次のことを守ってください

1. 上記の該当業種で次頁以降に掲げる業務については、最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
2. 工賃は原則として、通貨でその全額を支払ってください。  
支払日は、家内労働者より物品を受領した日から1か月以内、又は毎月の工賃締切日から1か月以内を守ってください。
3. 家内労働手帳を交付し、仕事を委託するときはその都度、次のことを記入してください。
  - (1) 仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期
  - (2) 工賃の単価、支払期日及び支払ったときは支払年月日
4. 家内労働者の氏名、生年月日、性別、住所が記載された帳簿等を備え付け、委託、物品の受領及び工賃支払の都度、次のことを記入してください。
  - (1) 委託年月日、仕事の内容、物品の数量、納品の時期
  - (2) 物品の受領年月日、数量
  - (3) 工賃支払年月日、工賃額

## 委託状況届等を労働基準監督署に提出し、帳簿を営業所に備え付けましょう

### 1. 委託状況届の提出

委託者は、この法律の適用を受ける委託者になったときは遅滞なく、また定期の届出として毎年4月1日現在において委託している仕事の内容や家内労働者数などについて4月30日までに、営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません(家内労働法第26条)。

### 2. 家内労働死傷病届の提出

委託者は、家内労働者又は補助者が委託した業務に関し負傷したり、疾病にかかり4日以上仕事を休んだり、死亡した場合には遅滞なく営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません(家内労働法第26条)。

### 3. 帳簿の備え付け

委託者は、家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した帳簿を備え付けておかなければなりません。また、この帳簿は最後に記入した日から3年間保存しなければなりません(家内労働法第27条)。

## 仕事による災害を防止するため必要な措置をとりましょう

委託した仕事で使用する機械や原材料によって、家内労働者がケガをしたり病気になったりしないよう次のことを守りましょう。

- ◎ 委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、危害防止のため、次のような措置を講じなければなりません(家内労働法第17条)。
- プレス機械などについては、安全措置を取り付けること。
  - モーター、パフ盤などについては、覆いを取り付けること。
  - 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
  - 有機溶剤を含んだ糊などの有害物については、漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取り扱い上の注意事項を書くこと。

※安全装置等取り付けの費用については、産業安全衛生施設等整備貸付もあります。

——— 詳しいことは下記へお問い合わせ下さい ———

**岩手労働局 労働基準部 賃金室 019-604-3008**

盛岡労働基準監督署	019-604-2530	一関労働基準監督署	0191-23-4125
宮古労働基準監督署	0193-62-6455	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	二戸労働基準監督署	0195-23-4131
花巻労働基準監督署	0198-23-5231		

## 岩手県電気機械器具製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者	岩手県の区域内で電気器具製造業に係る業務に従事する家内労働者		
2. 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者		
<p>3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額</p> <p>次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、1個(自動車用ワイヤーハーネスのチューブ通しにあつては1本)につき、金額欄に掲げる金額</p>			
品 目	工 程	規 格	金 額
ス イ ッ チ	端子入れ	端子が2個のもの	1円61銭
コ イ ル	からげ	端子が2本、線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下で、かつ、2回からげるもの	1円47銭
	巻線	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下で、かつ、巻数25回のもの	2円38銭
コ ネ ク タ	端子入れ (コネクタ本体の組立において、連続端子を差すことをいう。)	10芯以上20芯以下の連続端子を2枚差すもの	73銭
基板電子部品	足曲げ	2本の足曲げを行うもの	45銭
	足カット	2本の足カットを行うもの	54銭
自動車用 ワイヤー ハーネス	カプラー差し (電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。)	単線1本のもので、かつ、電線の長さが2メートル以下のもの	65銭
	チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。)	チューブの長さが15センチメートル以下のもの	54銭
ト ラ ン ス	手作業によるコア詰め (E・Iコアを交互差しするものに限る。)	コアの長さが48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下積むもの	9円88銭

発効年月日 平成23年4月27日

# 岩手県男子既製洋服製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者	岩手県の区域内で男子既製洋服製造業に係るまどめの業務に従事する家内労働者			
2. 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者			
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額				
品 目	工 程	規 格	金 額	
背広上衣 又は ジャケット	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 38円	
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 160円	
	前裏すそまつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき 59円	
	身返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき 91円	
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき 68円	
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき 13円	
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(65cm)につき 61円	
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき 9円	
	ボタン付け		中ボタン(4つ穴)、根巻きあり	1個につき 10円
			小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	1個につき 8円
	糸くず取り		1枚につき 26円	
コ ー ト	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき 17円	
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(65cm)につき 116円	
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき 8円	
	ボタン付け		大ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき 14円
			中ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき 14円
			小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	1個につき 12円
	糸くず取り		1枚につき 83円	
スラックス	ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき 10円	
	腰裏タッキング止め		1本につき 5円	
	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき 9円	
	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 12円	
	天ぐ裏まつり		1本につき 12円	
	シックまつり		1本につき 23円	
	小またちどり		1本につき 12円	
	内またちどり		1本につき 17円	
	尻縫目ちどり		1本につき 13円	
	糸くず取り		1枚につき 26円	

発効年月日 平成22年4月24日

# 岩手県婦人既製洋服製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者	岩手県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまどめの業務に従事する家内労働者				
2. 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額					
工 程	規 格	単 位	金 額		
			ワンピース又は ブラウス	ジャケット又は コート	スカート又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	2か所につき	18円	18円	18円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	12円	12円	
まつり	針目が3cm間に4針以上	10cmにつき	8円	8円	8円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	19円	19円	19円
かぎホック 付け	前かん、大きさ共通	1組につき			19円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	19円	19円	19円
玉縁ボタン ホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	13円	13円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	2か所につき	12円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	6円	6円	6円
	根巻きあり	1個につき	8円	8円	8円
	力ボタン付き、根巻きあり	1個につき	10円	10円	10円
鎖系ループ 付け	糸ループの長さ共通	2か所につき	10円	10円	10円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	7円	7円	7円
セツパ止め	3針以上	2か所につき	7円	7円	7円
タッキング 止め	3針以上	1か所につき			4円
プリーツし つけ	×印しつけ止め	1か所につき	7円	7円	7円
肩パット付 け	3か所以上、ループ止め	2か所につき	25円	25円	
糸くず取り		1枚につき	20円	20円	13円

発効年月日 平成22年4月24日